令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.5）R6.4.30

【訪問看護・介護予防訪問看護】

Q1.理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護（減算要件）

※令和６年度介護報酬改定に関するQAvol.1（R6.3.15）Q37を修正

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

Q2. リハビリテーションマネジメント加算の算定

【福祉用具貸与･特定福祉用具販売･居宅介護支援・介護予防支援】

Q3. モニタリングの実施時期について

Q4. 福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握（モニタリング）の実施時期の検討

Q5. 選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について

Q6.医学的所見の取得について

Q7.医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定

Q8. 一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合の医学的所見取得の必要性

Q9. 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か

Q10. 選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える場合の取扱い

【介護老人保健施設】

Q11.初期加算について

【短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス】

Q12. 生産性向上推進体制加算について